

## 皇居外苑・北の丸公園の概況

## 1. 国民公園皇居外苑（北の丸公園）の特徴

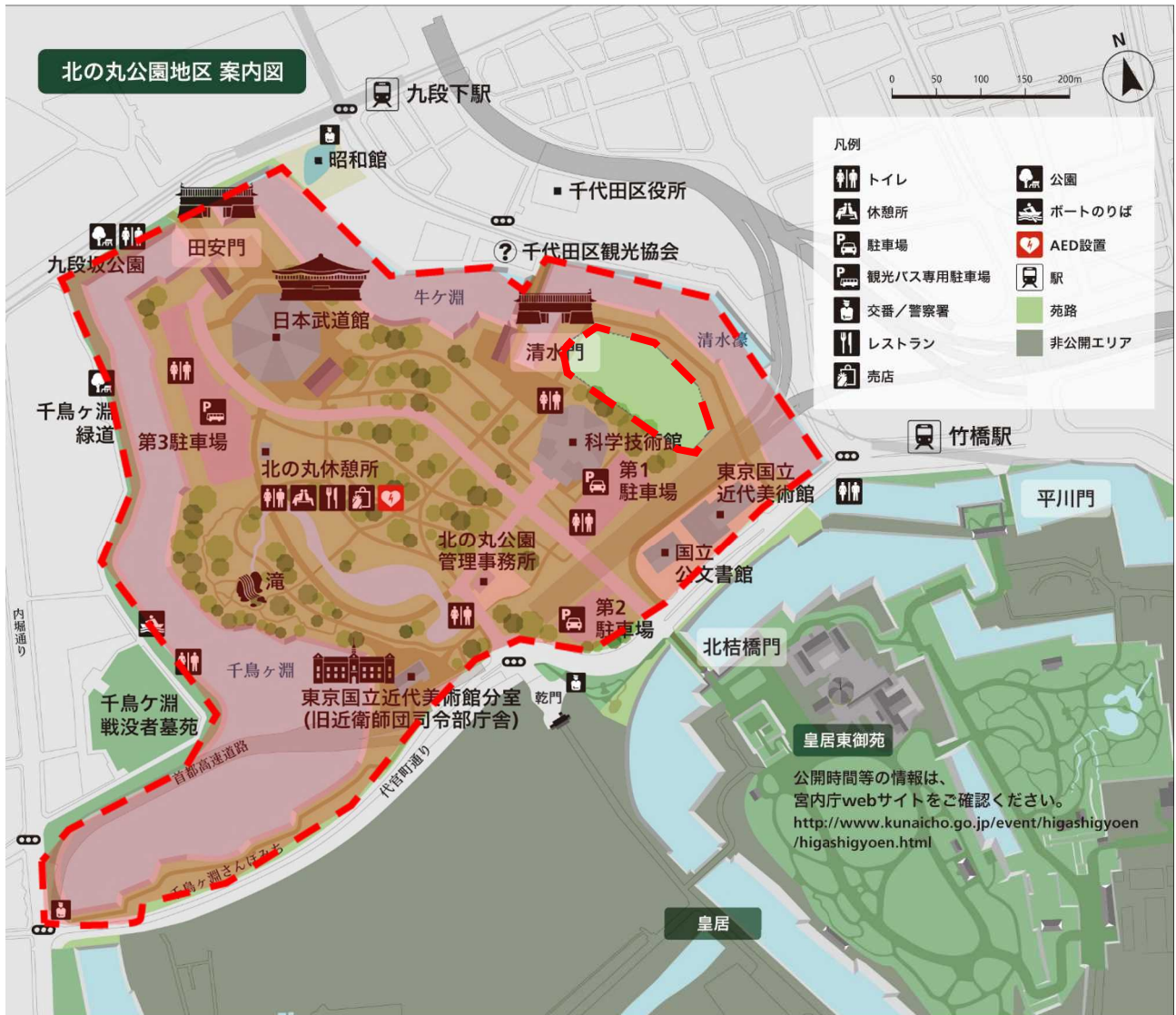
## (1) 皇居外苑



- ・面積：115.1ha（東西約 1.7km、南北約 2.2km）
- ・昭和 22 年 12 月閣議決定「旧皇室苑地の運営に関する件」に基づき、昭和 24 年 4 月から旧皇室苑地の宮城外苑を国民公園皇居外苑として一般に開放している。
- ・旧皇室苑地を引き継いだ由緒ある公園であり、我が国を代表する象徴的な公園である。

- ・ 広大な緑地に豊かな自然や優れた景観を備え、都心のオアシスとして人々の憩いの場となっている。

## (2)北の丸公園



- ・ 面積：19.3ha
- ・ 北の丸公園は昭和 44(1969)年に開園し、皇居外苑に編入された。公園用地として考えられるようになったのは、昭和 21(1946)年に戦災復興都市計画御濠緑地として都市計画決定されてからで、昭和 35(1960)年には、皇居周辺地にふさわしい公園化を図ることが閣議決定された。
- ・ 昭和 38(1963)年には、「皇居周辺北の丸地区の整備について」の閣議決定に基づき「森林公園」としての整備が開始され、昭和 43(1968)年に整備終了、昭和 44(1969)年に開園に至った。
- ・ 現在の北の丸公園内には、日本武道館や科学技術館といった文化施設が立地しており、

公園の特徴のひとつとなっているが、これらは昭和 39(1964)年に開館したものである。一方で、同年、既にある施設以外は設けない旨が閣議了解され、「森林公園」として、以降は公園内への施設設置を抑制しようとした。

- ・令和 2 年に環境省が設置した「皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会」では、北の丸公園は検討の範囲から外されたが、その役割や今後の方向性が巻末に記載されている。

『皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会 報告書』（令和 3 年 1 月）より一部抜粋

北の丸公園は、皇居を中心とした緑地の中でもっとも豊かな自然に触れ合える場所である。東京セントラルパークを構成する他のエリアとの連携を踏まえながら、その特徴を生かした利活用について、今後、環境省において積極的に検討を進めることを期待する。例えば、北の丸公園内には、多くの文化施設があり、そのうち日本武道館や科学技術館ではホールの一般貸出が行われているが、屋外行事については、これまで単独でのニーズはなかったところである。施設内のイベントと連動した形での実施はもとより、公園開設以来、50 年の歳月を経過し、豊かな都市の森が形成されてきたことから、文化施設と自然の融合する活動などについても、今後検討していくことが期待される。

## 2. 北の丸公園の現況

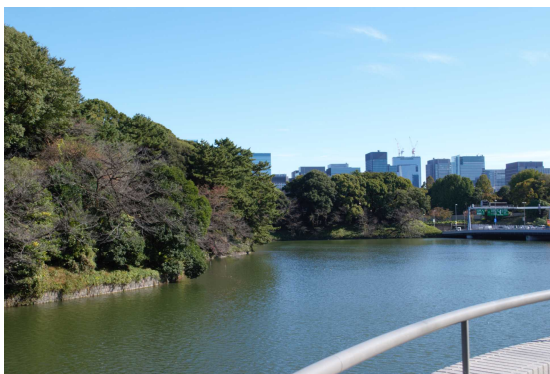
### (1) 景観

#### ① 景観の特徴

北の丸公園の景観は、公園の外と中でそれぞれ特徴がある。また、園内の武道館は、公園の景観を特徴づけるランドマークとなっている。

#### ア. 公園外からの景観

- ・常緑広葉樹を主体とした、皇居の森と連続した樹林景観が形成されている。
- ・千鳥ヶ淵側では、大正・昭和期以来のサクラの名所としての景観が形成されている。
- ・石垣や堤塘、城門といった江戸城の歴史的遺構による歴史的景観が形成されているが、繁茂した樹木や後年の植栽によって眺望が阻害されている箇所もある。



皇居の森と連続した樹林景観



千鳥ヶ淵のサクラの景観



歴史的遺構による歴史的景観



公園側堤塘上の樹木（サクラを含む）が鬱蒼としており、石垣の形状をよく表す隅角部への眺望を阻害している。

## イ. 公園内の景観

- ・公園周辺のビル群や園内を走る車の姿を遮蔽する外縁部の常緑樹林によって、都心において自然を感じることでできる貴重な樹林景観が形成されている。
- ・滝や池が清涼感のある景観を形成しているが、繁茂した樹木や後年の植栽によって園内の見通しや眺望が失われていたり、広がりや奥行きが感じられず暗く閉鎖感のある雰囲気になっている箇所もある。



ビル群や車を遮蔽する樹林景観



池の景観

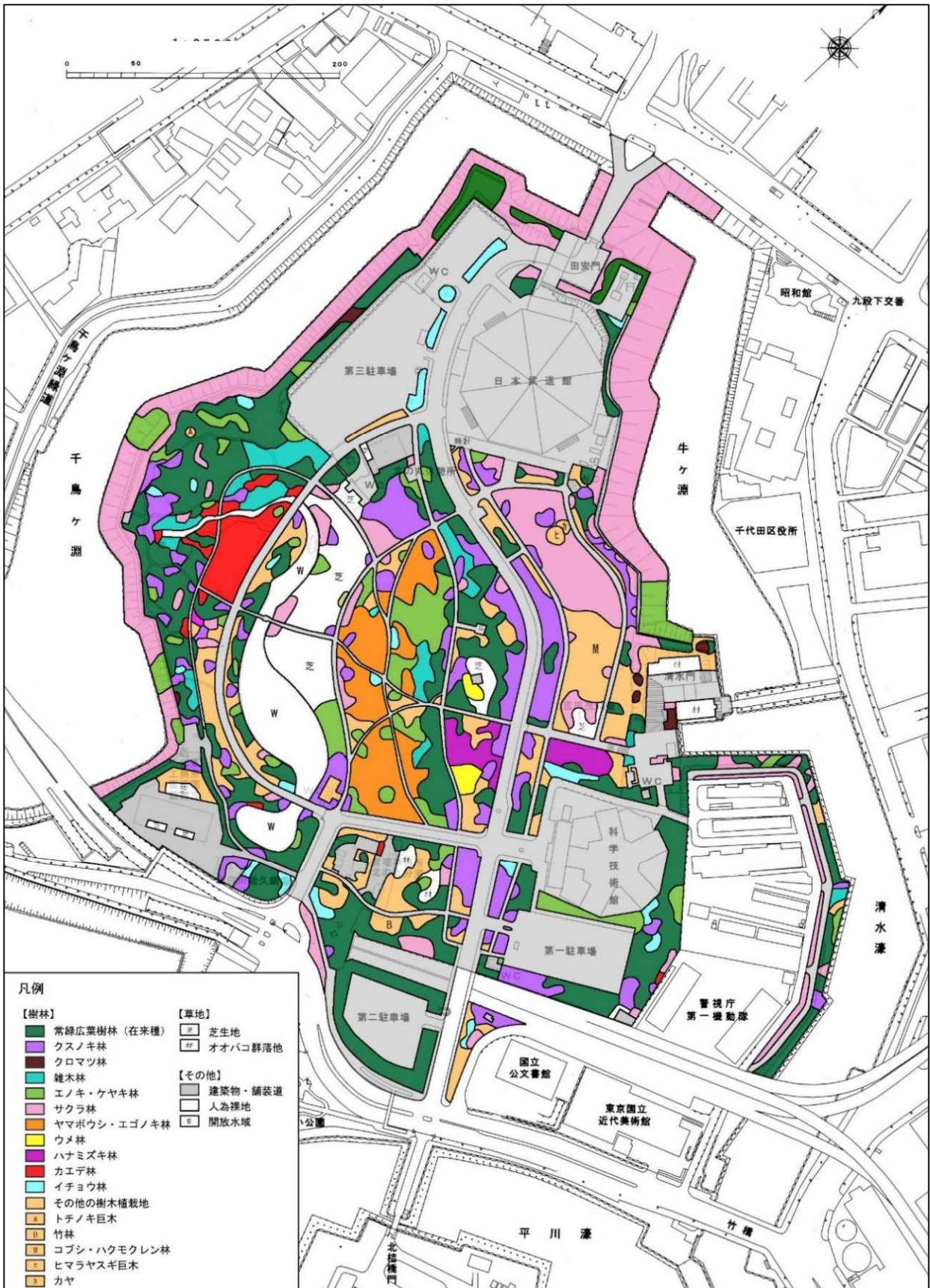


堤塘上の樹木が千鳥ヶ淵への眺望を阻害し、鬱蒼と茂るベンチ上の樹木が暗い印象を与えている。



樹木が武道館への眺望を阻害している。また、池西側の樹木が鬱蒼と茂っており、芝生から池や樹林を望む景観の奥行き感が損なわれ、暗い印象を与えている。

(2)自然環境



平成 21 年時の植生図

### ①植物

- ・ 自生する植物は林縁や路傍を好む種が多く、森林生植物は限定されている。サクラ類等の花木が多い。
- ・ 都市近郊から減少しつつあるキンラン、ギンラン等が点在している。また、メハジキ、オドリコソウ等が群生している。アリアケスマレ、アオイスミレ等の在来スマレが多く、タンポポも外来種のセイヨウタンポポよりも在来のカントウタンポポが多い（公園整備時に外部から持ち込まれた土や苗木と共に侵入した可能性がある。）。
- ・ 一方で、都市近郊の丘陵地等に一般的なホタルブクロ、ノコンギク、シラヤマギク等が欠如している。
- ・ 濠端の草刈り斜面においてはニリンソウ、ジロボウエンゴサク、トリカブト類、アザミ類等が生育しており、かつての多様な植物相が温存されている可能性がある。
- ・ ササ類、ヤブミョウガ等の優占箇所では林床の構成種が単調になる傾向がある。
- ・ 千鳥ヶ淵、牛ヶ淵とその堤塘に囲まれて樹林を中心とした静謐な植生景観が保たれ、修景に配慮した花木、紅葉木、野鳥誘致に配慮した花実木も多種類みられる。
- ・ 全般に植栽木の大型化による過密化、特にクスノキ、マテバシイ、イチョウ等の少数の植栽樹種の優占繁茂が顕著で、衰弱木の発生、陰鬱な林内環境などの課題も生じている。

### ②鳥類

- ・ 都市内の市街地、住宅地、樹林地に一般的な鳥類を中心とし、渡り鳥、冬鳥が加わった種構成である。
- ・ キビタキ、ムギマキ、サメビタキ、コサメビタキ、ムシクイ類などの秋の渡り時に確認された鳥類も多く、渡りの中継地として重要である。
- ・ 公園中央部にはエゴノキ等の実のなる樹が多く、ヤマガラがよく見られる。ヤマガラは留鳥として生息している。
- ・ アオジ、シロハラ等の冬季に林床で活動する鳥類が少ない。
- ・ 中央の池にカワセミが出現する。カイツブリが繁殖している。
- ・ カラス類の集団ねぐらになっていない。夕方、皇居や東御苑方向に移動している。

### ③水生動物

- ・ 魚類は人為的移入が起源である。モツゴの個体数が多く池の中、池の上流部で多く確認されている。
- ・ トウヨシノボリの個体数も多く、モツゴとともに池で繁殖している。外来肉食魚はいないが水生生物に影響を与えるコイが10頭以上生息する。
- ・ 甲殻類ではスジエビ、エビノコバン、アメリカザリガニも生息している。
- ・ 水生昆虫類はアメンボ類を除き少ない。イトトンボ類、ヤンマ類等のトンボ類の成虫

の飛翔が見られる。

#### ④爬虫類・両生類


- ・両生類の確認種としてはアズマヒキガエルが池で繁殖し、主に樹林域で活動している。夜間、園路を歩いている個体を見る機会が多い。他に池で外来種のウシガエルが確認されたことがある。
- ・爬虫類ではカナヘビが多く、主に、樹林域や低木の植栽地（生垣等）で見られる。トカゲ、アオダイショウが確認されている。都市内で生態系上位種の生息は注目できる。ヤモリは樹木名板の裏などで多く見られ、卵も確認できる。池にはクサガメ、スッポン及び外来種のミシシippアカミミガメが生息している。

#### ⑤昆虫類

- ・トンボ類が多くウチワヤンマ、オオヤマトンボ等の大型のトンボ類も見られる。初夏にはコシアキトンボ、夏季にはチョウトンボが各地に多い。濠を発生源とし、成熟までの期間、北の丸公園を利用しているものも多いと思われる。
- ・ノコギリクワガタ、コクワガタ、ウスバカミキリ、トビナナフシ類などの森林性の昆虫類が多く確認されている。
- ・セミ類、アオスジアゲハといった特定の昆虫類の個体数が多い。アオスジアゲハは食樹のクスノキが多いことによる。
- ・地表徘徊性のオサムシ類（ゴムシ類を含む）やシデムシ類が極端に少ない。
- ・草地性のバッタ類（ショウリョウバッタ等）も個体数は多くはない。

### (3)文化財

公園内には、外周部を中心に国指定の文化財が所在する。指定地は文化庁により管理されている。

名称	種別	指定年月日	概要	写真
江戸城跡	国指定特別史跡	【史跡指定】 昭和35年 5月20日  【特別史跡指定】 昭和38年 5月30日	江戸城は3代将軍徳川家光の時代、寛永13年（1636）に完成した江戸城の遺構。内郭と外郭から成る江戸城のうち、内郭などを囲む堀と土塁部分が特別史跡に指定されている。	 千鳥ヶ淵



田安門	国指定重要文化財（建造物）	<p>【指定】 昭和36年 6月7日</p> <p>【追加指定】 昭和41年 6月11日</p>	<p>慶長年間(1596-1615)にはすでに存在していたことが記録から明らかになっている門。</p> <p>現在の田安門は、高麗門の扉にある肘壺金具の刻銘によると、寛永13年(1636)に再建されたもの。現存する旧江戸城の建築遺構のうちで、明暦3年(1657)の大火(振袖火事)以前に遡ることのできる唯一の文化遺産となっている。</p>	 <p>田安門（高麗門）</p>  <p>田安門（櫓門）</p>
		<p>【指定】 昭和36年 6月7日</p> <p>【追加指定】 昭和41年 6月11日</p>	<p>元和6年(1620)にはすでに存在していたことが記録から明らかになっている門。</p> <p>現存する清水門は、高麗門の扉の肘壺金具の刻銘によると万治元年(1658)に再建されたもの。高麗門及び堀と櫓門からなる出櫓形の形式で、高麗門を入ると正面は石垣を積み、左側は多門櫓などで囲わずに開放して清水濠に面している。右側は石垣を積み櫓門を構えている。</p>	 <p>清水門（高麗門）</p>  <p>清水門（櫓門）</p>

公園内の国指定文化財（参考：東京都文化財データベース）

#### (4)公園施設

園内には、昭和44(1969)年の開園時や昭和57(1982)年の再整備時に整備されたまま、40年以上経過した施設がある。

公園施設		昭和44年以前	昭和44年～57年	昭和57年～平成19年	総計
建築物	休憩所		1	2	3
	四阿		1	2	3
	事務所		1		1
	車庫		1		1
	職員詰所		1		1
	倉庫			4	4
	駐車場詰所			2	2
	便所			5	5
雑工作物	ストウール			28	28
	テーブル		5		16

	ベンチ		5	83	88
	案内板			10	10
	記念碑	2	2		4
	橋梁	3			3
	空き缶置き場			1	1
	自転車置き場			1	1
	車止			2	2
安全管理施設	縁石			2	2
	擬木階段			3	3
	柵・フェンス		1	19	20
	消火栓			1	1
	石垣	8	6		14
	門扉			5	5
舗床	舗装	6	4	11	21
諸標	案内板			1	1
	立標		5	1	6
樹木・立木竹	低木類			1	1
	立木竹		1	1	2
給排水施設	池井	1	1		2
照明・通信装置	照明		3	19	22
	通信装置			4	4
その他	船舶		1		1
	庭石		1		1
	土地		1		1
総計		20	41	208	269

台帳に記載された公園施設の設置時期一覧

### ①公園施設の劣化状況

#### ・建造物の老朽化による劣化、損傷

管理事務所、職員詰所、車庫、倉庫等が老朽化による劣化、損傷が建物外部、内部にも認められる。



北の丸公園管理事務所



職員詰所



倉庫

・木製ベンチのコケの付着、劣化

園内の木製ベンチは、座面等の木部にコケが付着したものが多く、一部では腐食がみられる。



コケの付着、劣化がみられる木製ベンチ

・サイン類の劣化等

鉄部の錆、木部の劣化、表面の劣化による表示内容が判別できなくなっているものがある。

多言語表記の未整備や周辺施設や自然散策の場として魅力の情報不足なども課題となっている。



制札版  
(表示面の劣化と鉄部の錆)



誘導案内板  
(表示面の劣化)



案内板 (表示面の劣化)



休憩所内インフォメーション  
(魅力の情報不足)



休憩所横四阿掲示板  
(魅力の情報不足)

(5)文化施設

名称	運営	施設規模	築年数等	写真
科学技術館	(公財) 日本科学技術振興財団	敷地面積：21,780 m <sup>2</sup> 建築面積：3,305.6 m <sup>2</sup> 延床面積：22,048.45 m <sup>2</sup> (いずれも竣工時、後に増築) 地上6階・地下2階	58年 (昭和39年開館) 平成元年別館建設 平成8年展示室改修 平成30年～一部耐震補強工事	
日本武道館	(公財) 日本武道館	本館 敷地面積：193,305.11 m <sup>2</sup> 建築面積：8,422.62 m <sup>2</sup> 延床面積：21,458.2 m <sup>2</sup> 地上3階・地下2階  中道場棟 敷地面積：上記に含む 建築面積：1,473.11 m <sup>2</sup> 延床面積：3,048.06 m <sup>2</sup> 地上1階・地下2階	本館 58年 (昭和39年開館) 平成12年～耐震補強工事 平成30年～増改修工事  中道場棟 2年 (令和2年竣工)	
国立公文書館	(独) 国立公文書館	敷地面積：4,180.52 m <sup>2</sup> 建築面積：818.00 m <sup>2</sup> 延床面積：7,770.26 m <sup>2</sup> 地上4階・地下2階	51年 (昭和46年竣工) 平成24年耐震補強工事	

東京国立近代美術館	(独) 国立美術館	<p>本館 敷地面積：6,107 m<sup>2</sup> 建築面積：4,511.62 m<sup>2</sup> 延床面積：17,192.6 m<sup>2</sup> 地上4階・地下1階</p>	<p>本館 53年 (昭和44年建設) 平成10年改築 平成12年耐震補強工事</p>	
		<p>分室 敷地面積：4,512.72 m<sup>2</sup> 建築面積：929 m<sup>2</sup> 延床面積：1,858 m<sup>2</sup> 地上2階</p>	<p>分室 112年 (明治43年建設) 昭和52年保存修理工事</p>	

本館

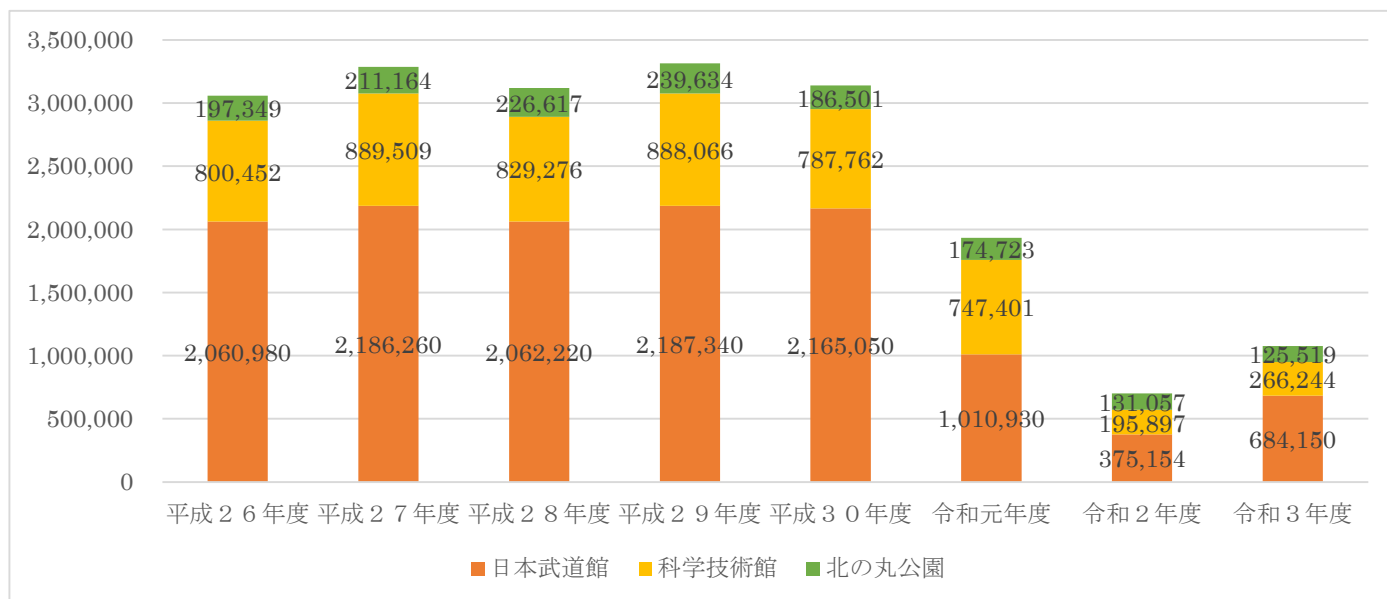
分室 (旧近衛師団司令部庁舎)

## (6)利活用

### ①利用者数（来園者、駐車場利用の変遷）

#### ア. 来園者数推移（北の丸公園、武道館、科学技術館）

北の丸公園、武道館、科学技術館の利用者数の推移をみると、平成30年度までは多少の上下変動はあるものの、全体の利用者数は年間300万人程度となっており、そのうち、北の丸公園のみの利用者数は年間20万人前後となっている。北の丸公園のみの利用者は全体の1割以下と圧倒的に少ない。平成31年度以降は新型コロナウイルスの影響で利用者数が減少している。

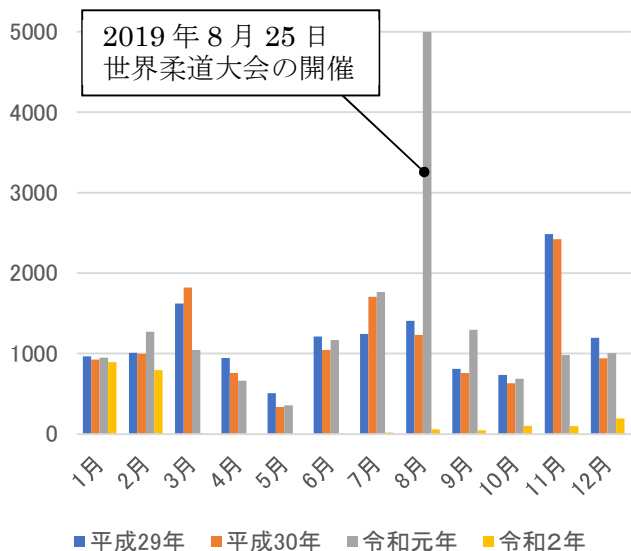


平成26年度から令和3年度の武道館・科学技術館・北の丸公園の利用者数（人）

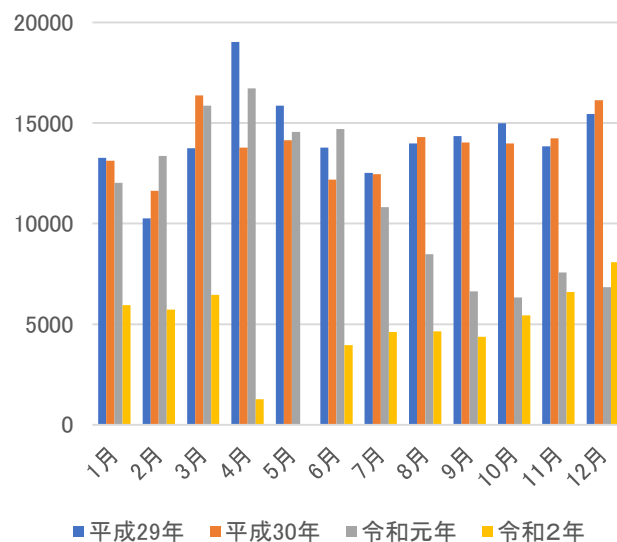
（注：北の丸公園は推計、日本武道館・科学技術館は実数）

#### イ. 駐車場利用の変遷

武道館で大きなイベントが開催された令和元年8月が顕著な増加が見られるが、一般的な傾向として、3～4月の卒業・入学シーズンの武道館の利用や桜の開花期にバスや普通自動車の駐車台数が多く、11月の社会見学や紅葉シーズンにバス駐車台数が多い。



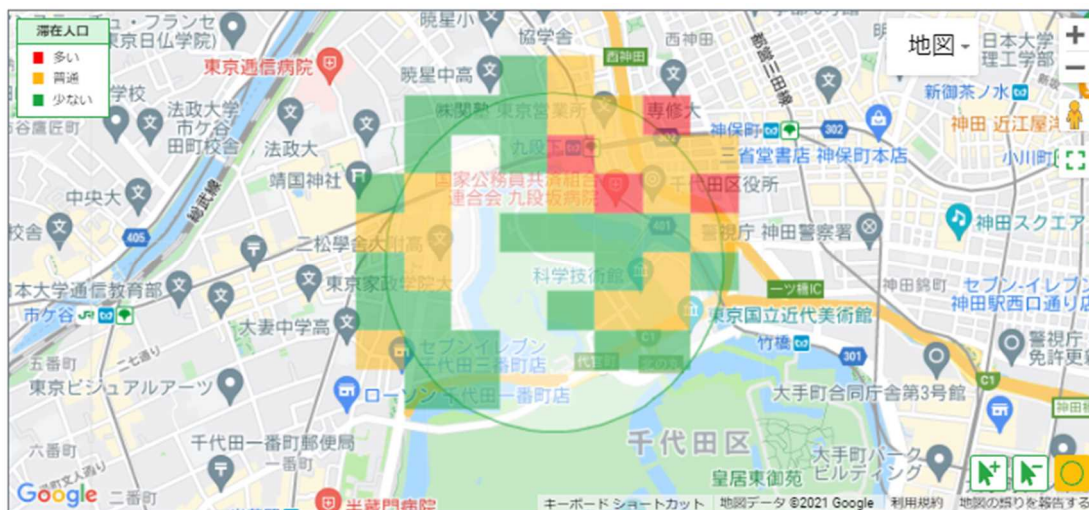
平成 29 年～令和元年の第 3 駐車場のバス駐車台数（台）



平成 29 年～令和元年の第 1 ～ 3 駐車場の普通車駐車台数（台）

## ②利用者の分布状況

携帯電話のビッグデータを利用し滞在者の概略の分布状況を見ると、公園外周、特に九段下駅や九段坂下交差点付近に滞在者が多く、公園南側は少ない状況となっている。



北の丸公園付近における滞在者の分布状況（平日：2021年10月21日）  
※北の丸公園を含む図中円内に係るメッシュ（100m）による解析。

## ③利用の実態

### ア. 利用者意識等

令和 3 年 12 月に、1 都 3 県に住み、北の丸公園を利用したことのある 400 人、利用したことがない 100 人を対象とした WEB アンケートで認知度や利用状況等利用者意識の調査を実施した。

## a. 利用状況

### ■利用者

- ・北の丸公園を利用したことがある人の4割近くが、日本武道館や科学技術館を目的に来園。近くに来たついでに来園者と合わせると、約半数は公園利用が目的ではない利用者となっている。

### ■利用目的について

- ・日本武道館等が目的の利用者を除けば、散策（17.3%）、季節の花見や紅葉見物（10.5%）が利用目的の上位を占める。

利用目的	回答数	割合
日本武道館や科学技術館に来たついで	148	37.0%
散策のため	69	17.3%
近くの施設等に来たついで・近くを通ったため	47	11.8%
花見や紅葉見物のため	42	10.5%
歴史資源の見学や歴史探訪のため	15	3.8%
休息・勤務中のリフレッシュのため(お弁当等屋外での飲食を含む)	14	3.5%
健康づくりのための軽い運動やトレーニングのため	11	2.8%
犬の散歩のため	8	2.0%
写真撮影や写生のため	7	1.8%
遠足や校外学習等学校や幼稚園・保育園等の行事のため	7	1.8%
レストランでの飲食のため	2	0.5%
野鳥観察等の自然観察や自然とのふれあいのため	2	0.5%
駐車場を利用したかったから	2	0.5%
その他	10	2.5%
覚えていない、分からない	16	4.0%
合計	400	100.0%

### ■利用者のアクセスについて

- ・都心の立地という特性もあり、勤務地や通学先が千代田区内の利用者が1割を占めている。また、公園までのアクセスは、公共交通機関が7割、次いで徒歩が2割弱となっている。
- ・日本武道館以外では、約4割の人が千鳥ヶ淵さんぽみちを利用しており、散歩や季節の花見等の際は千鳥ヶ淵や代官町通り沿いを一体的に利用していることがうかがえる。公園内では芝生広場や池付近が最も利用されている。

利用場所	回答数	割合
日本武道館※スポーツイベントやコンサートなどが行われる施設	221	55.3%
千鳥ヶ淵さんぽみち※代官町通り沿いの堤塘上の散歩道	157	39.3%
科学技術館※北の丸公園内に建つ科学技術展示やイベントを行う施設(有料)	127	31.8%
芝生広場・池付近※北の丸公園の中央部に位置する人工池と池のほとりの広々とした芝生	125	31.3%
花木園付近※武道館南側、清水門近くの多品種のサクラを植栽した区域	76	19.0%
芝生広場に面した休憩所	46	11.5%
滝・溪流付近※渓谷状に石組で作られた流れと滝。付近にはモミジ林	40	10.0%
レストラン	16	4.0%
その他	9	2.3%
覚えていない	25	6.3%



## ■滞在時間について

- ・公園内の滞在時間が1時間以内の人が約6割を占めており、短時間の利用が中心となっている。

滞在時間	回答数	割合
15分以下	46	11.5%
15分から30分程度	74	18.5%
30分から1時間程度	118	29.5%
1時間から2時間程度	69	17.3%
2時間以上	56	14.0%
分からない	37	9.3%
合計	400	100.0%

## ■情報源について

- ・公園利用のための情報源は、最近ではインターネットから取得する人が多い中で、特に情報を収集していない人が半数近くあり、ついでの利用が多いために、事前の情報を得ないで利用する人が多いことがうかがえる。

### b. 公園の認知度・利用満足度

#### ■認知度

- ・事前の情報がないうまま利用する人が多く、ついでの利用が多いものの、北の丸公園の認知度は約6割と高い。北の丸公園を利用したことがない100人を対象に調査した結果においても、日本武道館の認知度5割に比べると少ないものの、3割程度が知っている・聞いたことがあるとし、認知度は比較的高いと言える。

認知度	回答数	割合
利用する前から北の丸公園のことを知っていた	242	60.5%
利用して初めて北の丸公園を知った	73	18.3%
知らなかった	68	17.0%
分からない	17	4.3%
合計	400	100.0%

認知度	回答数	割合
日本武道館は知っている、聞いたことがある。	54	54.0%
千鳥ヶ淵は知っている、聞いたことがある。	45	45.0%
北の丸公園のことを知っている。名前を聞いたことはある。	33	33.0%
科学技術館は知っている、聞いたことがある。	24	24.0%
国立近代美術館または同工芸館は知っている、聞いたことがある。(工芸館は現在は移転のため閉館)	20	20.0%
公園や公園内の施設、千鳥ヶ淵のことを知らない、聞いたことはない。	18	18.0%
分からない	15	15.0%

(北の丸公園を利用したことがない人への調査)

## ■公園の魅力

- ・ついでの利用が多いにも関わらず、緑豊かな場所で憩うことができる (30.5%)、サクラや紅葉等が美しい (20.0%) など、緑豊かな公園として魅力を感じている人が半数を占めている。皇居に隣接し皇居との一体感を感じる人も 12%を占めている。
- ・一方、江戸時代からの歴史を感じたり、自然とのふれあいを魅力に感じている人は 1 割前後となっているほか、特に魅力を感じない人も 1 割強を占めている。

公園の魅力	回答数	割合
緑豊かな場所で憩うことができる	122	30.5%
サクラや紅葉等が美しい	80	20.0%
皇居に隣接し、皇居との一体感を感じる	51	12.8%
特に魅力を感じない	47	11.8%
歴史資源が残り、江戸時代からの歴史を感じる	46	11.5%
自然が豊かで自然とのふれあいや自然観察ができる	39	9.8%
駐車場がある	7	1.8%
団体でも安心して利用できる	6	1.5%
その他	2	0.5%
合計	400	100.0%

- ・不便さや不快感を感じたことがある利用者は、1 割強にとどまっている。

不便・不快感	回答数	割合
1.感じたことがある	14	3.5%
2.ややある	38	9.5%
3.どちらでもない	75	18.8%
4.あまりない	141	35.3%
5.まったく不快ではない	102	25.5%
6.分からない	30	7.5%
合計	400	100.0%

### c. 再訪意思、利用したいメニュー・ツール

#### ■再訪意思について

- ・また利用したいと感じている利用者は 7 割を超え、利用した良い印象が比較的残っていると見える。また、北の丸公園を利用したことのない人も、約半数が利用してみたいと回答している。
- ・再訪した場合の利用したい場所としては、千鳥ヶ淵さんぽみちのほか、好きな場所としてあげられた芝生広場が上位を占め、やりたいことも散策や花見・紅葉見物など、利用時の目的と同様の活動があげられた。この傾向は、北の丸公園を利用したことがない人も同様であった。

#### ■利用したいメニュー・ツールについて (複数回答)

- ・公園で提供が想定されている利用メニューを提示したところ、見どころ案内解説マップやガイドブック (34.3%)、その他歴史・自然資源の解説板 (34.3%) が全体の 3 割を占めた。そのほか、スマホを携帯する利用者が当たり前になっている現状からスマホで使えるマップ等の要望も 3 割程度を占めた。

利用してみたいメニュー・ツール	回答数	割合
公園内施設や見どころの案内解説マップやガイドブック	137	34.3%
歴史や自然資源の解説板	137	34.3%
スマホで使えるマップや園内の案内解説	119	29.8%
公園内の見どころを案内するガイドツアー	75	18.8%
特に利用したいメニューや施設はない	74	18.5%
北の丸公園や周辺の利用情報を提供するビジターセンター	72	18.0%
公園内の動植物保護のための環境整備の体験等プログラム	53	13.3%
その他	0	0.0%
分からない	35	8.8%

### 3. 地域における位置づけ

#### (1)都市計画上の位置づけ等

- ・北の丸公園、皇居外苑、皇居東御苑、日比谷公園、九段坂公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑、千鳥ヶ淵公園を含む約 1.6 km<sup>2</sup>の範囲は、昭和 32 年（1957）、建設大臣により「東京都市計画公園第 1 号中央公園」に決定された。



東京都市計画公園第 1 号中央公園（東京セントラルパーク）の範囲

（『皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会 報告書』より転載）

- ・千代田区都市計画では、都市計画施設の「都市計画公園・緑地」に指定され、用途地域は「第一種住居地域」に指定されている。
- ・防災計画上は、東京都震災対策条例に基づき、区内残留地区（千代田区、秋葉原、上野地区）に位置づけられるとともに、千代田区の「災害時退避場所」に指定されている。
- ・千代田区地域防災計画（震災対策編）および東京都地域防災計画（震災編）において、北の丸公園第二・第三駐車場が、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地に選定されている。

### 3 ヘリコプターによる輸送の確保

#### (1) ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予想される都及び区は、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を選定し、関係機関と調整を図るものとする。

区があらかじめ定めたヘリコプター発着可能地点は次のとおりである。なお、この候補地は、自衛隊ヘリコプター緊急離発着陸可能地点（震災対策編 第2部第3章第3節）と同じである。

施設名	所在地	着陸展開面(広さ)(m)	管理者
北の丸公園第二駐車場	北の丸公園 2	—	環境省
北の丸公園第三駐車場	北の丸公園 1-1	100×40	環境省
皇居前広場	皇居外苑	300×50	環境省
外濠公園総合グラウンド	五番町先	100×90	千代田区
上智大学運動場	紀尾井町 5	150×40	上智大学
都立日比谷公園	日比谷公園 1	45×40	都建設局

- (注) 1 この表に掲げた施設等は、区、警視庁、東京消防庁及び陸上自衛隊が災害時における臨時離着陸場の候補地として選定したものである。
- 2 今後継続的に調査を進め、使用可能なものについては、各施設管理者又は所有者の了解を得て、災害時に臨時離着陸場として指定し使用する。
- 3 災害時に臨時離着陸場としての機能を十分に発揮するために、平常時から標示等を行い、付近住民等に対し周知徹底を図り、避難住民の侵入等のないよう安全の確保を図る。
- 4 この表は、平成 27 年 1 月現在のものである。
- 5 上記は自衛隊以外の各種救援物資等の輸送のためにも使用する。

資料第78 災害時臨時離着陸場候補地一覧（都総務局）

(本文297頁)

	施設名	所在地	確保面積(m <sup>2</sup> )	現況	備考
1	皇居前広場	千代田区皇居外苑1番馬場先地区	15,000	広場	
2	都立日比谷公園（第二花壇）	千代田区日比谷公園1番地	1,800	公園	
3	上智大学運動場	千代田区紀尾井町5番	6,000	大学グラウンド	
4	北の丸公園第二駐車場	千代田区北の丸公園2		駐車場	
5	北の丸公園第三駐車場	千代田区北の丸公園1-1	4,000	駐車場	日本大学病院、三井記念病院
6	千代田区立外濠公園総合グラウンド	千代田区五番町先	9,000	野球場	東京女子医科大学病院

#### 地域防災計画におけるヘリコプター災害時離着陸場候補地選定状況

出典 上：千代田区地域防災計画（震災対策編）

下：東京都地域防災計画（震災編）

(2)関係計画等一覧

計画名	策定者	計画期間	北の丸公園に関わる計画内容
東京都景観計画	東京都	平成19年～(平成30年改定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>北の丸公園を含む皇居周辺地域は、<u>首都東京の顔としてふさわしい、世界に誇れる景観の形成を目標とする。</u></li> <li>皇居周辺地域A区域の九段下地区と千鳥ヶ淵地区では、北の丸公園を中心とした緑の繋がりや調和に配慮し、街並みに<u>連続性・一体性</u>を持たせる。</li> <li>北の丸公園内部や田安門、千鳥ヶ淵北西部を、水や緑との調和や配慮が求められる景観などを望むことができる「<u>主要な眺望点</u>」に位置付ける。</li> </ul>
千代田区景観形成マニュアル	千代田区	令和3年～	<ul style="list-style-type: none"> <li>北の丸公園の園路や田安門を「<u>主な眺望点</u>」とし、閉鎖的な構造にせず、共有の場所として、<u>できるかぎりの配慮</u>をする。</li> <li>「<u>主な眺望点</u>」からの眺めの背景となる建物は、目立つ場所にあることを意識して全体の景観を損なわないように配慮する。</li> </ul>
千代田区都市計画マスタープラン	千代田区	平成10年～(令和3年改定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>北の丸公園を「<u>環境創造軸</u>」として、<u>緑と水辺の潤いと連続性、生物多様性などを意識し、都心の快適な環境を形成していく。</u></li> <li>早稲田通り、代官町通りを「<u>エリア回遊軸</u>」として、<u>日常の移動や地域を越えた回遊を楽しめるよう、グランドレベルで緑のつながりや四季の変化を感じられる植栽、一息ついて安らげる空間などの形成を進めていく。</u></li> <li>九段下駅周辺を「<u>高度機能創造・連携拠点</u>」として、<u>北の丸公園や牛ヶ淵・清水濠などの回遊が楽しめる環境を充実させていく。</u></li> <li>北の丸公園、皇居外苑、日比谷公園などの区域で構成される「<u>都市計画中央公園</u>」において、<u>複数の管理主体が一体的な管理・活用が図れるよう連携を図る。</u></li> </ul>
千代田区景観まちづくり計画	千代田区	令和2年～	<ul style="list-style-type: none"> <li>北の丸公園を含む美観地域では景観形成方針を定め、<u>歴史性を活かした首都の風格にふさわしい景観、開放的な水辺・緑地空間、内濠の眺望地点をつなぐ歩行路を形成し、江戸城城門から放射状に伸びる幹線道路に緑の繋がりをつくっていく。</u></li> <li>北の丸公園内の日本武道館は、首都東京を代表する重要な景観要素として「<u>ランドマークとなる建造物</u>」に位置付けられている。</li> </ul>
北の丸公園周辺地域基本構想(素案)	千代田区	平成29年～	<ul style="list-style-type: none"> <li>北の丸公園の周辺では、<u>江戸時代から受け継がれてきた歴史・自然に培われた地域の文化・魅力を守り育て、誰もが安全・安心・快適に地域の魅力を楽しめる生活空間や社会活動空間作りを進める。</u></li> </ul>
千代田区地域防災計画	千代田区	平成25年～(平成29年修正)	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>地震発生直後の一時的な退避場所として北の丸公園を「区指定災害時退避場所」に指定し、防災行政無線スピーカーの設置や、無料Wi-Fi環境整備に取り組む。</u></li> <li>北の丸公園の第2・3駐車場を、自衛隊派遣部隊の受入れや救援物資等の輸送に使用する<u>災害時のヘリコプター発着可能地点に設定する。</u></li> </ul>
千代田区観光ビジョン	千代田区	平成18年～	<ul style="list-style-type: none"> <li>北の丸公園の「<u>うるおいと緑</u>」をまちづくり資源に設定し、<u>活用を推進する。</u></li> </ul>

○国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則

(昭和三十四年五月六日厚生省令第十三号)

最終改正：令和二年十二月二十八日環境省令第三十一号

国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則を次のように定める。

(通則)

第一条 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑（以下「国民公園」という。）、千鳥ヶ淵戦没者墓苑（以下「墓苑」という。）並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地（以下「慰霊碑苑地」という。）の管理に関しては、この規則の定めるところによる。

(許可行為)

第二条 国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内においては、次に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければしてはならない。

- 一 物を販売し、又は頒布すること。
- 二 業として写真を撮影すること。
- 三 興行を行うこと。
- 四 集会を催し、又は示威行進を行うこと。
- 五 池又はほりに鳥類又は魚類を放すこと。
- 六 池又は堀で船を使用し、又は使用させること。
- 七 施設を使用すること。

(許可申請書)

第三条 前条の許可を受けようとする者は、別記様式による許可申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(禁止行為)

第四条 国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 植物を採取し、又は損傷すること。
  - 二 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
  - 三 工作物を汚損すること。
  - 四 立入禁止区域内に立ち入ること。
  - 五 指定以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はけい留すること。
  - 六 公共便所以外の場所において大小便をし、又はこれをさせること。
  - 七 池又はほりで遊泳すること。
  - 八 指定以外の場所にごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
  - 九 たき火をすること。
  - 十 広告物又はこれに類するものを掲示し、又は設置すること。
  - 十一 寄附金を募集すること。
  - 十二 前各号に掲げる行為のほか、職員が国民公園、墓苑又は慰霊碑苑地内の行為として適当でないと認めて制止する行為
- 2 職員は、前項各号に掲げる行為をした者に対しては、退園を命ずることができる。

(入園拒否等)

第五条 職員は、泥酔している者その他公衆に嫌悪の情を催させ、若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者の入園を拒み、又はこれらの者に退園を命ずることができる。

(公開日時)

第六条 新宿御苑、墓苑及び慰霊碑苑地の公開日時については、別に定める。

2 環境大臣は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による新宿御苑、墓苑及び慰霊碑苑地の公開日時を一時的に変更することができる。この場合においては、入口にこの旨を掲示する。

(施設の使用料等)

第七条 国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内の施設の使用について第二条の許可を受けた者は、施設の使用の目的及び態様に応じて公正妥当な使用料を国に納めなければならない。

2 新宿御苑に入園しようとする者又は別に定める国民公園の施設を利用しようとする者は、環境大臣の定める区分に応じ、あらかじめ入園料又は施設利用料を国に納めなければならない。ただし、次項に規定する入園券又は施設利用券を購入した場合は、この限りでない。

3 環境大臣は、入園券又は施設利用券の発売に伴う収入の国への納付に関する事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者を指定し、入園券又は施設利用券を発売させることができる。

4 第二項の入園料及び施設利用料並びに前項の入園券及び施設利用券の発売金額その他入園料及び施設利用料等の徴収に関し必要な事項は、国民公園ごとに、別に定める。

#### 附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 国民公園管理規則(昭和二十四年厚生省令第十九号)は、廃止する。

附 則 (昭和四六年七月一日総理府令第四一号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年五月二日総理府令第二二号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十一年三月三十一日総理府令第二六号)

1 この府令は、平成十一年十月一日から施行する。

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成十二年八月一四日総理府令第九四号) 抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年八月一日環境省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年九月三〇日環境省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二七日環境省令第二号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使

用することができる。

附 則（令和二年三月三十日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一日環境省令第十三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年十二月二八日環境省令第三一号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

### 別記様式（第三条関係）

物品販売頒布・写真撮影・興行・集会

示威行進・放魚放鳥・船の使用・施設使用 } — 許可申請書

申請者

住所

職業

氏名

- 一 目的
- 二 日時又は期間
- 三 場所又は施設
- 四 物品販売頒布、写真撮影又は興行にあつては、その内容
- 五 興行、集会、示威行進又は施設使用にあつては、予定人員
- 六 放魚又は放鳥にあつては、魚類又は鳥類の種類及び数
- 七 工作物又はこれに類するものを設置するときは、その位置及び形状
- 八 申請者において料金を徴収するときは、その額及び方法

右のとおり国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則第3条の規定により申請します。

年 月 日

環境大臣殿

（備考）申請者が法人である場合にあつては、「住所」については主たる事務所の所在地を、「職業」については主たる事業を、「氏名」については名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。